

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年十二月二日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十八年十一月二十八日

指令越建セ第二八〇〇〇六一号

二 検査済証番号

平成二十八年十一月二十九日

越建セ第三二二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字中四十八番六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県越谷市大字大泊八百七十一番地一 センチュリープラザB二〇三

岩本 大介